

時候のあいさつ・季語

- 入道雲 ●夏草 ●朝顔 ●ひまわり ●線香花火
- 晩夏 ●暮夏 ●残暑 ●初夏 ●秋暑
- 立秋 ●セミ時雨 ●虫の音 ●雲の峰

季節用語

●一日の最高気温が25℃以上の日を夏日、30℃以上の日を真夏日といいます。そして、35℃以上の日は酷暑日なんていいます。実は、日本の夏は世界の気候と比べるとフィリピンのマニラに匹敵する暑さ。しかし、この暑さが稻に実りをもたらし、日本の生活を支える一つの要因になっているのです。

9月2日に開設します 「子どもの人権相談所」

子どもの人権を守ろう

8月28日から9月3日までを「子どもの人権110番」強化週間とし、子どもの人権について電話相談を受けます。

9月2日には「子どもの人権相談所」が開設されます。

学校などで仲間はずれにされたり、無視されたり、あるいは暴力をふるわれるなどのいじめを受けている、または知っているという方、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員が相談に応じます。
相談は無料で、秘密は堅く守られます。

募集します 『おいしい空気の施設』

長野県からのお知らせです

受動禁煙を防ぐ環境づくりを推進するため、県は全面禁煙の施設を募集し、県のホームページなどで紹介します。「おいしい空気の施設」に認定されると認定証(ステッカー)が交付されます。

○認定は無料です。

○詳しくは佐久保健所へお問い合わせください。

電話 0267(63)3163
FAX 0267(63)3221

農振除外申請期限は9月29日です。

農振農用区域の土地を、やむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農振農用区域から除外する必要があります。
ただし、除外申請が全て認められるとは限りません。

受付期限 9月29日(金)

受付場所 産業建設課農林政策係

提出書類 申請書(用紙は産業建設課)

●隣接者同意書(同)
●確約書(同)

●地籍図の写し
●土地登記事項証明書(登記簿謄本)

●位置図(住宅地図など)
●事業計画平面図

●その他必要と認められるもの
(例:法人の場合、定款、議事録)

詳細などの問い合わせ先
産業建設課農林政策係

(内線27・26番)

除外が認められる要件は、
①他に代替すべき土地がない

②除外後も農地の集団性が保たれる
③できる限り農振農用区域の周辺部で、周辺農地に与える影響が軽微である

④原則として、土地改良などの公共投資がされていない
⑤諸法令による計画実現性がある
⑥地元の合意が得られる事業計画である

忘れないでください 現況届の提出を!

子どもの人権相談所 児童扶養手当 特別児童扶養手当 受給者のみなさんへ

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人は、8月中旬に

現況届(所得状況届)を提出してください。この届けを出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。
なお、現況届の用紙は町民課福祉係にあります。

子どもの人権相談所
日時 9月2日(土)
午前8時～午後3時
場所 エコールみよた
(午前8時30分～午後5時15分まで)

電話 0570-070-110

問い合わせ先
長野法務局佐久市局内
佐久人権擁護委員協議会事務局
電話 0267(67)2272

【問い合わせ先】
町民課福祉係 内線45番

みんなおいでよ!フレンドリー図書館

32-0800

8/17(木) 10:30～

ちいさいおともだちのおはなし会[幼児向け]

- 絵本「いちにのさんぽ」
- パネルシアターほか

8/26(土) 14:00～

おはなし会[幼児・小学生向け]

- エプロンシアター「バナナがいっぱい」
- 絵本の読み聞かせほか

夜の図書館 朗読会＆ミニコンサート

夏の宵、涼みがてらご家族でお出かけ下さい。

朗読会 8/19(土) 18:00～

出演: 朗読の会

「かあさんのうた」「60歳のラブレター」ほか

ミニコンサート 8/26(土) 18:00～

出演: あつもりミュージックメイツ

「マイ・ウェイ」「スタンド・バイ・ミー」ほか